

陣立書の成立をめぐる

三 鬼 清一郎

はじめに

- 一、陣立書の成立時期について
- 二、長久手戦における陣立書
- 三、九州陣以降における陣立書
- 四、陣立書の史料性格

おわりに

はじめに

戦国期から近世初頭にかけて、鉄砲の伝来と普及を契機として、戦闘の形態も大きく変容した。これまでの弓矢や刀剣での戦いは人力の及ぶ範囲に限られ、小人数での接近戦が多かったが、鉄砲は遠距離からの攻撃が可能で、抜群の破壊力をもっている。戦闘の主力は鉄砲足軽という新しい階層に移り、集団戦を必然化した。それに つれて、城郭建築や武具などさまざまな面にも影響が現れたが、文書様式にも変化がみられた。

中世の武士は、主人から出陣の命令をうければ、一族郎党を率いて戦場に赴き、また自らの判断によって自発的に合戦に参加するが、

その際、どれだけの人数で軍勢が参集したかを書き記した「着到」を主人に提出することになっていた。また、戦闘の際、自分やその家来がたてた戦功、受けた損害など「軍忠」のすべてを記録し、これも主人に提出した。主人はその記載内容を確認のうえ、証判を加えて提出者に差戻した。これを着到状・軍忠状といい、武士が恩賞の給付や所領安堵を主人に求める際の証拠となるものであった。

このような着到状・軍忠状は、近世においては姿を消す。武士が自らの戦功を上申することはなくなり、主人が制定した「陣中条目」に基いて奉行人の指図をうけた。そのなかでの個人としての働きぶりは軍監（目付・横目）の判断に基いて、恩賞が与えられたり処罰が加えられたりする。先手をさしおいて手柄を立てたとしても、軍令に違反した責任が問われ、かつては正常な戦闘行為とみなされていたことも、濫妨狼藉・放火・人取・馬放・蒯田など、場合によっては禁止条項に触れるようになった。もちろん自己の判断だけで交戦することはできず、定められた場を守り、下知を待つことが第一義とされた。このような過程で生み出された文書様式に「陣立書」がある。

陣立書とは、特定の合戦を想定し、そのために自己の軍勢を最も効果的に配置したもので、制定者の花押または印章が据えられているのが通例である。もちろん、中世の戦闘においても一定の陣体形がとられ、戦略上の優位を占めるような編制がみられたことは当然である。その由来は古く、孫子・呉子など中国古来の兵学者の故事にならい、魚鱗・雁行・鶴翼など、さまざまな陣形が知られている⁽¹⁾。戦国大名もそれぞれ独自の陣構をもっていたが、文書の形態としては、後世の軍学者の手になるものは別として、大名自身が制定したものは残されていないようである。織田信長の発布した文書の中にも、いわゆる陣立書は含まれていない。豊臣秀吉が制定した陣立書が初見かと思われるが、いまだ確定されたことがらではない。着到状・軍忠状についての説明は、殆どの古文書学の研究書に採りあげられているが、陣立書についての説明は極めて少ないのが実情で、古文書学的検討の対象とされていない⁽²⁾といっても過言ではない。本稿は、陣立書の成立事情を明かにすることを通じて、この問題に少しでも近づくことを意図している⁽³⁾。あらかじめ結論を述べれば、天正十二年(一五八四)に羽柴秀吉が、徳川家康・織田信雄の連合軍と対決した小牧・長久手の戦い(以下「長久手戦」と称す)が大きな契機となっている。

一、陣立書の成立時期について

秀吉の花押を据えた陣立書は数多くみられるが、天正十一年(一

五八三)春の伊勢攻めの際に比定されているものがある⁽⁴⁾。この年代比定の可否を検討するまえに、つぎの秀吉判物⁽⁵⁾をとりあげてみたい。この文書は、『大日本史料』十一編では、天正十一年に比定されている⁽⁶⁾。

美濃口へ遣衆事

三好孫七郎	五千
中川藤兵衛	三千
高山右近丞	千
木下助左衛門尉	三百五十
同 半右衛門尉	七百
氏家源六	貳百五十
同 久左衛門尉	貳百五十
徳永石見入道	四百五十
小河孫一郎	貳百五十
尾藤甚右衛門尉	五百
稲葉勘右衛門尉	百卅
勢田左馬允	百六十
此外長浜衆	千計
都合巷万三千	

右衆、永原近辺二陣取、諸勢を可被相揃、濃州へ被罷立候、日限より十日以後ハ、長浜・あさつまにて兵糧可出候条、此人数のかきたてのことく可請取者也

三月十一日 秀吉（花押）
木下半右衛門殿

天正十一年に入ると、秀吉と柴田勝家との対立は顕在化し、北国の雪が消える頃には、両者の衝突は不可避的な状況にあった。⁽⁷⁾ 秀吉側は手初めに、二月中旬から滝川一益の砦である北伊勢の諸城を攻撃し、峯・桑名・亀山を包囲した。三月初めには滝川一益が亀山城を退城している。⁽⁸⁾ それ以後の秀吉勢は、総力を北国の柴田勝家に向けているから、美濃口が戦略上の拠点となることは考えられない。⁽⁹⁾ すでに二月末には、若狭小浜に居城している丹羽長秀は、秀吉が北伊勢をほぼ制圧したということを聞き、柴田勝家が越前北庄から北国路を通って進撃することに備えるために佐柿まですすみ、堀秀政は海津口を固め、勝家が琵琶湖に出る途を塞いでいる。⁽¹⁰⁾ 三月末には秀吉は長浜に在陣し、近江の木ノ本・柳ヶ瀬まで出て来た勝家を攻撃する体勢をとっている。⁽¹¹⁾ したがって、この文書を天正十一年に比定することは著るしく困難である。

この文書は、天正十二年に比定すべきであろう。同年三月六日、伊勢長島城の織田信雄は、三人の家老を秀吉側に内通したとして謀殺し、これが長久手戦の発端となるのであるが、この報を大坂城で聞いた秀吉は、すぐに陣命令を発し、三月十一日には近江の坂本に到着していた。⁽¹²⁾ ここから美濃口へ入れば、養老附近から揖斐川に沿って伊勢長島を攻めることができ、また、大垣附近を経て木曾川を越えれば尾張へ進入することもできる。事実、三月十四日には、

陣立書の成立をめぐる(三鬼)

秀吉勢の一隊は北伊勢を攻め、また、秀吉側に加担した池田元助らは、信雄の居城である尾張の犬山城を奪取している。⁽¹³⁾ したがって、この文書は秀吉が、濃尾や北伊勢を攻撃するため、近江の坂本で陣容を整える際に発せられたものとみるのが自然である。また、ここに記された三好孫七郎（羽柴秀次）以下の部将の殆どは、次にみる陣立書の第四〜六陣に名を連ねている。これは、長久手戦で最も早い時期に作られた陣立書で、秀吉はこの三好孫七郎以下の武將に、森長可・池田恒興らの旧織田家臣を加えて陣立書を作成したものと思われる。

この「美濃口へ遣衆事」が天正十一年に比定されていたため、この時期の史料解釈に若干の混乱を生じさせる要因となった。とりわけ、本来は天正十二年の長久手戦の際の陣立書の幾つかが、一年まえの伊勢攻めの際のものとみなされる結果となったのは残念である。その陣立書の記載内容を検討すれば、やはり天正十一年のものとはみなしえないことが明かとなる。⁽¹⁴⁾ したがって、秀吉の伊勢攻めにかかる陣立書は存在せず、文書としての陣立書は、天正十二年の長久手戦の際、羽柴秀吉によって作成されたものが最初であると考えるよいであろう。なお、徳川家康・織田信雄の連合軍側は、このような陣立書を作成していない。

二、長久手戦における陣立書

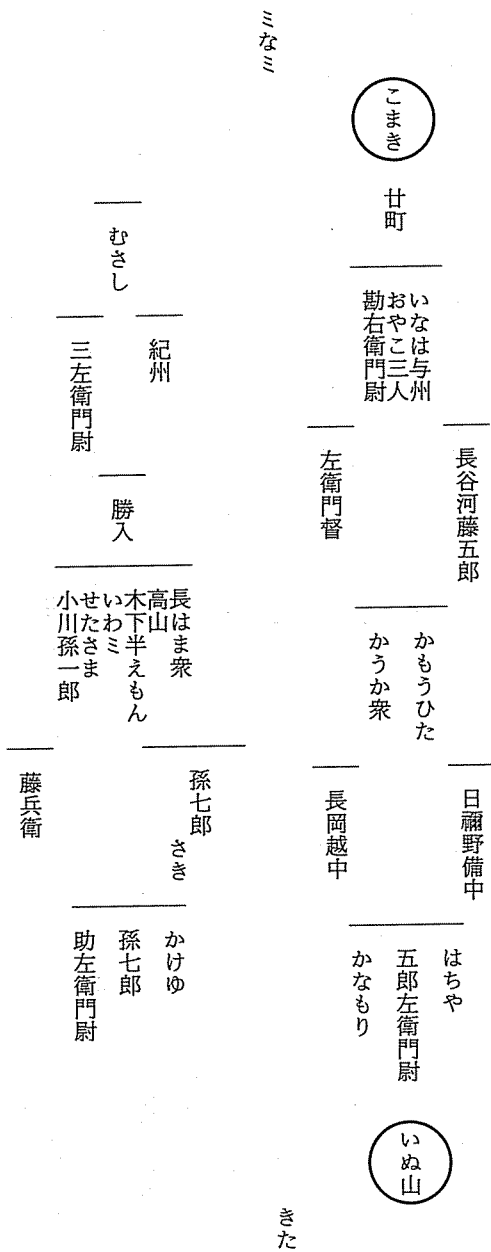
天正十二年の長久手戦が、陣立書の成立の契機であるとするなら

ば、現在かなりの点数が残されている当該期の陣立書のうち、どれが最も古く、それぞれが何を契機として作成されたかを確定する必要がある。

陣立書として最初に作成されたものは、前田家所蔵のもの(史料1)であろう。天地が逆となっているが、南方の二十丁離れた小牧山の敵陣にむかつて、犬山城に結集した秀吉側の武將を配置している。左手の「東の備」は森武蔵守長可(美濃・金山城主)を先陣と

史料1 前田家所蔵文書

にし

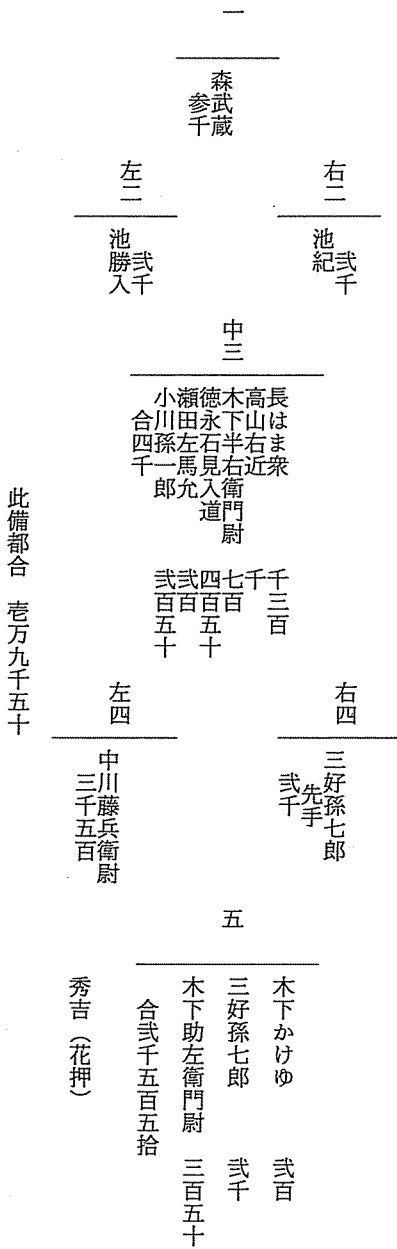


し、池田紀伊守元助(美濃・大垣城主)・池田三左衛門尉輝政(美濃・池尻城主)の兄弟がこれに続き、父の池田勝入恒興(美濃・岐阜城主)をその後に置いて置いている。これらは旧織田家臣であるため、その去就が注目されていたが、秀吉はいち早く味方にひきつけることに成功した。この四人のうち池田輝政を除いた三人は、四月九日の合戦で戦死している。第四陣以下の武將は、さきにみた「美濃口へ遣衆事」とほぼ一致している。最後は三好孫七郎(羽柴秀次)の両脇

を、木下助左衛門尉祐久・木下勘解由利匡が固める形となっているが、この木下兄弟も、四月九日の合戦で秀次の身代りとなって戦死する。

右手の「西の備」は、先陣が稲葉伊予守良通（一鉄）と、その子の貞通・典通で、庶子の勘右衛門尉重通も加わっている。二陣は羽柴左衛門督（堀秀政）と長谷川藤五郎秀一である。この両人は、四月九日の長久手合戦では、東の備の森・池田に続く第三陣に加わり、羽柴秀次をも加えた編成で、家康の本拠にあたる三河岡崎を衝こうとしている。つまり、秀次を惣大将として試みられた岡崎攻めは、この陣立書の東備を基本とし、一部を入れ替えて編成されたもので、

史料2 慶応義塾大学所蔵文書



この堀と長谷川は、軍監として参加している。その後は蒲生飛騨守 賦秀（氏郷）・甲賀衆、さらに日禰（根）野備中守弘就・同常陸介重之の兄弟、長岡（細川）越中守忠興が続き、最後は丹羽五郎左衛門尉長重の左右に、蜂屋出羽守頼隆と金森飛騨守長近を配している。おそらくこれが、合戦の当初における秀吉側の陣容であろう。人数は記されていないが、武将の配置状況は実戦に即応したもので、陣立書の成立事情を反映しているように思われる。

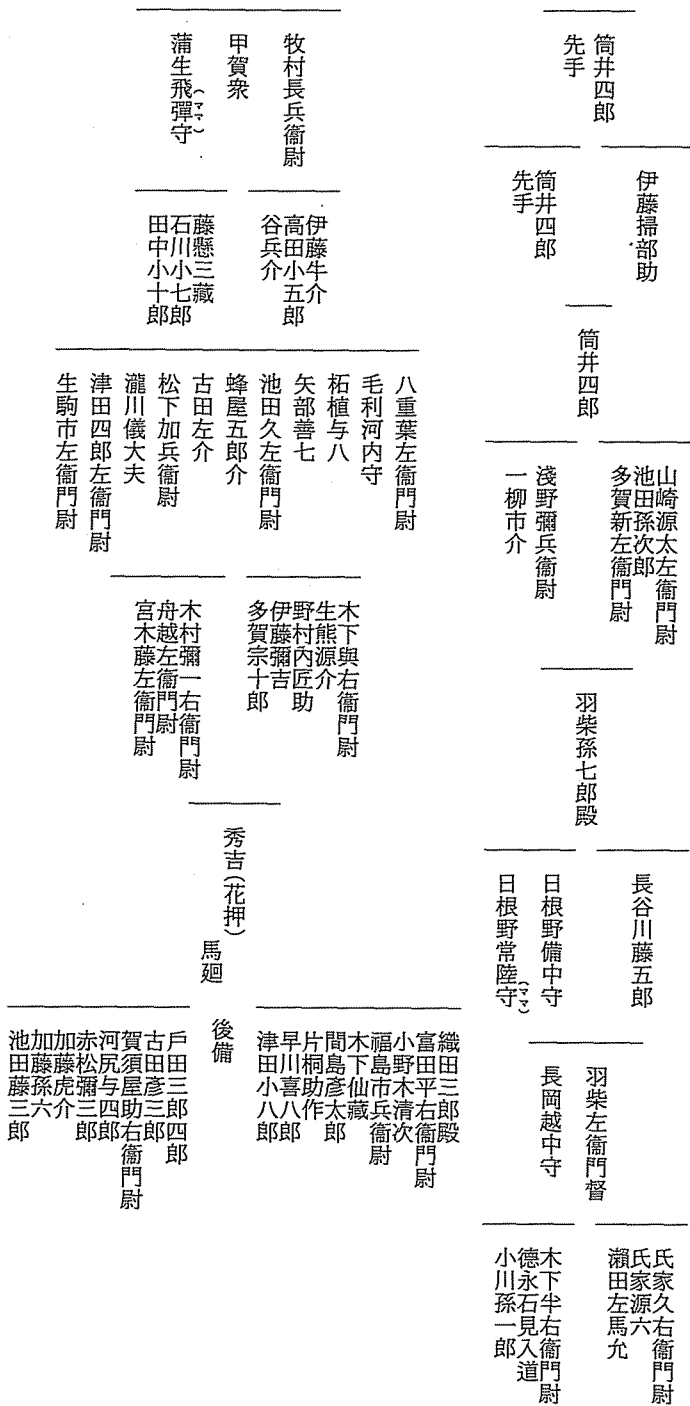
この陣立書の左半分（東の備）にあたる部分は、慶応義塾大学所蔵文書（史料2）にみられる。第二陣の池田輝政を独立させず、兄の元助の軍勢に合せ、父の勝入と並べているほかは、配列順序までも

陣立書の成立をめぐって(三鬼)

全く同一である。それぞれに人数が記されていることが特徴的で、第三陣の長浜衆以下のグループは四千人(実数は三千九百人)となっている。秀吉の花押が据えられ、これで独立した文書となっている。

西の備にあたる部分も、これと同じ形式で作られたと思われる。つまり、東の備・西の備は、それぞれが独立した文書であると同時に、両者が合体した形で「陣立書」として機能しているのである。

史料3 浅野家文書(A)



ひかしの備

一		二		三		四		五	
木村隼人殿	加藤作内殿	神子田半左衛門尉殿	日根野備中守殿	同ひたち殿	山崎源太左衛門尉殿	池田孫次郎殿	多賀新左衛門尉殿	高岡越中守殿	長岡右近殿
千五百	千	六百	千五百	七百五十	七百五十	三百五十	三百	貳千	千
合六千								合五千三百	合六千二百
右二		左二		中三		左四		右四	
はせ川藤五郎殿	中川藤兵衛尉殿	長濱衆	木下半右衛門尉殿	德永石見守殿	小川孫一郎殿	高島孫次郎殿	蜂屋出羽守殿	高島孫次郎殿	蜂屋出羽守殿
貳千三百	三千五百	千三百	七百	四百五十	貳百五十	千	千五百	千	千五百
						合四千五百	貳千		
右四		左四		中五		秀吉(花押)		秀吉(花押)	
五郎左衛門尉殿	五郎左衛門尉殿	三	三	三	三				

此備 都合貳万五千

にしの備

右二		左二		三		四	
蒲生飛騨守殿	甲賀衆	前野將右衛門尉殿	生駒甚介殿	黒田官兵衛尉殿	蜂須賀小六殿	明石與四郎殿	赤松殿
貳千	千	千	五百	五百	五百	五百	五百
右二	左二	三		四		秀吉(花押)	
羽柴左衛門督殿	越中衆	稻葉伊與守殿	筒井殿	美濃守殿	美濃守殿	合七千	合七千
三千	貳千五百	貳千五百	合七千	合七千	合七千		
右二		左二		三		四	
合五千三百	合七千	合五千五百	合七千	合七千	合七千	合七千	合七千

此備都合貳万六千五百

陣立書の成立をめぐって(三鬼)

左一	右一
鐵砲衆 貳千 加藤虎介殿 百五十 加藤孫六殿 百五十 竹中吉介殿 百五十 かすや助右衛門尉殿 百五十	伊藤掃部助殿 貳百五十 毛利河内守殿 三百 牧村長兵衛殿 四百 松川賀兵衛殿 四百 瀧川義大夫殿 四百 はちや五郎介殿 貳百五十 矢部善七殿 百五十 生駒市左衛門尉殿 百五十 つげ与八殿 百五十 池田久左衛門尉殿 百五十 山内伊右衛門尉殿 百五十 川尻與四郎殿 百五十 合貳千貳百
左二	右二
鐵砲衆 貳千 加藤虎介殿 百五十 加藤孫六殿 百五十 竹中吉介殿 百五十 かすや助右衛門尉殿 百五十	佐久間忠兵衛殿 千五百 伊藤七藏くみ 千五百 池田与左衛門尉くみ 千五百 眞野左近くみ 千五百 早水勝太くみ 千五百 佐藤主計くみ 千五百 尼子六郎左衛門尉くみ 千五百 合四千
左三	右三
鐵砲衆 貳千 加藤虎介殿 百五十 加藤孫六殿 百五十 竹中吉介殿 百五十 かすや助右衛門尉殿 百五十	淺野彌兵衛殿 千五百 福島市兵衛殿 三百

此備都合壹方

うしろそなへ

秀吉(花押)

陣立書の史料性格を考えるため、最もよく知られていると思われる「浅野家文書」の二通をとりあげてみたい。⁽¹⁸⁾
 史料3、史料4ともに長久手戦の際の陣立書である。前者は筒井四郎を先手としており、天正十二年八月頃の楽田表の合戦の際のものであろう。これと殆ど同じものは、少くとも他に二通ある。⁽²⁰⁾
 この文書とほぼ同一であるが、末尾の後備にあたる武将の配列順序に若干の異同があるものが浅野文書の中にある。⁽²¹⁾これと同一のものは、少くとも三通が確認されている。⁽²²⁾
 後者は、東の備(都合二万五千)、西の備(都合二万六千五百)、後備(都合一万)から成り立っており、それぞれに秀吉の花押が据

えられている。武将のうち神子田半左衛門尉の名がみえるが、同人は尾張二重堀の戦闘での失態を責められ、五月一日に改易されているのであるから、この陣立書は、四月九日の長久手での敗戦後、陣容を立て直すために作成されたものであると思われる。⁽²³⁾
 東の備のみの文書は、他にもある。⁽²³⁾西の備は、これ迄天正十一年の伊勢攻めに比定されていた文書がそれにあたる。後備は、かなり数のにのぼっている。⁽²⁵⁾
 秋田家文書の中にも二通の陣立書がある。⁽²⁶⁾前者は「尾口楽田一日替、先手勤也」とあり、八月頃のものと思われる。末尾に惟住越前守(丹羽長秀)の名がみえるが、同人が越前北庄を発して尾張へ赴

くのは八月末のことである⁽²⁷⁾。後者は総勢が三万九千八百余で、武將の配列状況などから、かなり早い時期のものとみられる。これの写しが前田家にもあるが、これの後に、中村孫平次（一氏）を先鋒とする陣立書が続いている。一連のもののようにみえるが、この陣立書は、天正十三年三月の秀吉の紀州雜賀攻めの際のものである⁽²⁸⁾。

このほか、総勢が一万五千の陣立書は、記載事項から判断して、四月中のものと思われる。部分的なものであるが、農民が転写して所持しているものもある⁽²⁹⁾。

以上、天正十二年の長久手戦にかかる陣立書を列挙した。それぞれの合戦の局面にしたがつて作成され、複数が現存している場合が多い。陣立書が記録類にそのまま掲載されている事例もみられる⁽³⁰⁾。また、長久手戦の記録類にも、たとえば秀吉が四月九日の昼、池田勝入父子や森長可など味方の有力武將達が討死したという報告をうけ、「早貝ヲ吹立、十六段ニ押テ、搦ニモンテ、長久手サシテ御出馬候」と描かれている。この十六段の備とは、史料4あたりを指すものであろう。

実際に陣立書に従って出陣するとき、人数の配列や軍勢の手分けは、どのようにして行われるのであろうか。秀吉が発した指令のなかで、「人数立候所⁽³¹⁾馬のり衆」として八人が、「武者のとき奉行」として左右二人づつの名が記され、「此外の衆はかちたるへく候」とある⁽³²⁾。このなかには、四月九日に戦死する木下勘解由利匡も奉行人に含まれているから、おそらく、三月末ごろに最初の陣立書が作成

される折に、円滑に軍勢の動きがとれるように制定されたものであろう。もちろん陣立書は、特定の敵に対して具体的な局面において合戦を行うことを想定して作成されるものであるから、出陣すべき目標も定まっております、発向とよぶのがふさわしいであろう。

三、九州陣以降における陣立書

長久手戦以降、秀吉が発給した陣立書には次のようなものがある。天正十五年の九州陣については、秀吉みずからの出発日限を三月一日と定め、それに先立つて諸將を発向させている。

「三日朔日、秀吉公九州御進発之砌、諸士出陣日限人数積之事」として、正月廿五日に羽柴備前少将（宇喜多秀家）が、本役・一万五千人で第一陣として出発し、二月一日に宮部中務卿法印（繼潤）が四千人で、伯耆衆である南条元統・亀井茲矩らを率いて第二陣として続いている。以下、五日刻みに送り出されているが、いずれも本役として役儀人数が指定されている。二月十五日には秀吉の甥にあたる羽柴丹波少将（小吉秀勝）が本役・五千人で出陣するが、その一隊には生駒雅楽頭（親正）が半役・八百人で加わっている。二月廿日に三千人で出陣する予定の羽柴越中侍従（前田利長）以下の役儀は三分一役となっており、二月廿五日に出陣すべきグループに属している九鬼大隅守（嘉隆）だけは「舟にて人数あり次第」と記されている。海賊衆に出自をもつ九鬼嘉隆は、舟手として物資や兵員を輸送し、場合によっては海上封鎖や海戦・海上攻撃などの役割

を期待されているので、役儀人数の指定は行われていない。

三月一日には関白秀吉が大坂城を出発するが、その周囲を馬廻衆・小姓衆が固め、尾張大納言(織田信雄)以下五人の武将が二七〇〇人を率いて続いている。その前備として羽柴左衛門侍従(小早川秀秋)以下十七人の武将が三九六〇人、脇備として浅野弾正少弼(長政)以下六人の武将が三〇一人、後備として富田左近将監(知信)以下十七人の部将が三八一〇人を、それぞれ率いて秀吉を守護している。

このような陣立書は、文書の形式で特定の武将に与えられる。天正十五年正月一日付の秀吉朱印状³⁶では、「至九州御動座次第」として、この陣立書とほぼ同じ内容のものが羽柴北庄侍従(堀秀政)に与えられたものである。人数に若干の異同があるほか、この朱印状には本役・半役・三分一役といった記載はみられない。総人数は、前記の陣立書には八万六千七百五十人となっているが、この朱印状では省かれている。ちなみに、堀秀政は二月廿日出陣の第三番目に名がみられ、三千人の役儀が課せられている。これと同じ正月一日の日付で、出陣にともなう三ヶ条の掟書³⁷が発せられている。

このような陣立書は天正十八年の小田原陣の際にも発せられている。

その前年の十一月二十四日、秀吉は北条氏討伐を内外に宣言した五ヶ条の朱印状³⁸を發布し、ただちに陣備にとりかかったが、来るべき朝鮮出兵を見越して九州大名・四国大名の主勢力は温存し、東国

大名を主体としての編成が行われた。その陣立書³⁹によれば、一番は三河大納言(徳川)家康で、三万騎・十備で二月一日が出陣日限となっている。ついで二月五日には織田信雄が一万五千騎・六備が続き、さらに蒲生氏郷・森忠政・織田信包・池田輝政らの名がみられる。これらはすべて本役としての動員であるが、第十段の山崎志摩守片家以下は三分一役となっている。関白秀吉も九千騎を率いて出陣するが、その周囲を馬廻衆や小姓衆が固め、前備・脇備・後備などの態勢をとっているのは、九州陣のものと同様である。石田三成・増田長盛・浅野長政(長吉)ら奉行人の名もみえる。最後を固めるのは、九州出陣の際に第二陣をつとめた宮部継潤(中務卿法印)らであるが、宮部継潤は天正十七年十二月八日付で因幡・但馬両国で五万石余を秀吉から与えられている⁴⁰。この際に定められた条件は、五万石余のうち一万石が無役で、残りの四万石に対して二千人の軍役となっている。さらに次のような指示も与えられている⁴¹。

定 軍役之事

式千人 中務卿法印

四百人 垣屋隠岐守

九百人 木下備中守

五百五拾人 亀井武蔵守

千五百人 南条伯耆守

合五千参百五拾人

右之通可相勤者也

天正十七年十一月八日 齋

宮部中務卿法印

この陣立書における宮部継潤らの軍役人数は合せて三千騎で、次にみる陣立書では二千人となっている。

この宮部グループに名を連ねている亀井武蔵守（茲矩）も、宮部と同じ日付で秀吉から朱印状をうけている。⁽⁴²⁾内容は、因幡国気多郡で一万三千八百石を扶助するが、そのうち二千八百石を無役とし、残りの一万一千石に対して五百五十人の軍役となっている。宮部・亀井ともに、知行石高（役儀高）と軍役人数との関係をみれば、百石に対して五人の割合となっている。

小田原陣の陣立書は、そののち改訂が行われる。⁽⁴³⁾出陣の日限や備の数は同じであるが、第一陣の徳川家康は二万人、第二陣の織田信雄は一万三千人と、人数は一樣に減らされており、全体として軍役は軽減されたことになる。秀吉自身の人数も八千人になっている。この陣立書は本役部分と三分一役の部分とに分けられており、武将の名にも変動がみられる。実際の動員は、これに基いて行われたものと思われる。

さらに、秀吉が行った対外侵略戦争である朝鮮出兵の際にも陣立書が作られている。

第一次出兵（文祿の役）の「ちやうせん国御進発の人数つもり」⁽⁴⁴⁾によれば、冒頭に「ひ前国なこや在陣のしゆ」として、武蔵大納言（徳川家康）以下の軍役人数とともに記され、武将三十八人、人数

合七万六千七百七十人の後に、「御前そなへ」として武将十四人、合五千七百三十人、「御弓てつはうしゆ」とし武将四人、八百七十五人、実際の弓鉄砲衆として一万四千九百人、さらに「御うしろそなへ」として武将十九人、合千七百五十五人、「御馬廻しゆ」として四千三百人の御側衆、三千五百人の小姓衆の後に、前室町將軍義昭が五百人、御伽衆として八百人が続き、御使番衆七百五十人、御詰衆千二百人、鷹匠八百五十人、中間以下が千五百人と、秀吉側近衆で固めている。その後には有馬玄蕃（豊氏）以下十四人の武将が記され、合せて五千三百人となっている。

その次に「ちやうせん国さきかけの御勢」として、七千人の小西撰津守（行長）を先頭とする第一グループが一万八千七百人、加藤主計頭（清正）らの第二グループが二万二千八百人と、六グループ四万五千七百人が記されている。これらはすべて九州・四国・中国地方に所領をもつ大名であるが、それぞれの知行石高と軍役人数の関係を検討すれば、九州大名は百石につき五人、四国・中国大名は百石につき四人という原則となっていることが知られている。⁽⁴⁵⁾つまり、朝鮮出兵の主体勢力について、個々の武将に課せられた軍役の人数は所領の知行高（役儀高）に基いて決定されているから、石高制に照応した軍役体系が成立していると評価してよいであろう。

つぎに「ちやうせん国都おもて出勢のしゆ」として、朝鮮へ渡海すべき第二の集団が記載されている。この集団には三グループに分れ、三十九人の武将、総勢が五万八千二百人となっている。彼等の

所領は畿内より東にある者が多く、軍役負担は「先懸衆」よりも軽減されている。最後は「ちやうせん国船手の勢」として、九鬼大隅守(嘉隆)以下十人の名が記されている。彼等は水軍で、人数の合計は九千二百人であるが、軍役の基本は百石につき五人役であったと思われる。ちなみに、百石について五人役というのは、この時期における本役に相当する。

この陣立書は、天正二十年の出兵当時の状態を示すものであるが、秀吉朱印状によってその内容は裏付けられている。同年一月五日には「御陣普請一所二可有之、書付之事⁽⁴⁶⁾」として、この陣立書の一番から六番に相当する武将の軍役人数が記されているが、「みちゆき」として「一番、三月朔日より日⁽⁴⁷⁾より次第」、「二番、一番衆のつぎ日より次第」というように、出陣日限も同時に指示されている。それまでは対馬・壹岐・名護屋に滞陣し、順風を待つことになっていた。三月十三日付の朱印状は、「高麗へ罷渡御人数事」として順次渡海するよう指示されているが、第七番の安芸宰相(毛利輝元)が三万人を率いて出発したのち、八番の備前宰相(宇喜多秀家)が一万人を率いて対馬在陣、九番の岐阜宰相(羽柴秀勝)八千人と丹後少将(細川忠興)三千五百人が、それぞれ壹岐在陣となっている。ただし、実際に第一陣の小西行長らが対馬を出発して朝鮮に赴くのは、予定より遅れて四月十二日であった⁽⁴⁸⁾。

このような秀吉の指示は、総勢が朝鮮に渡海したのち、戦鬪の局面に応じて発せられている。六月三日付の朱印状では、「先手備之事」

として、渡海勢の一番と二番、それに三・四番を合せた三組を先手と定め、「一日宛番替二先懸可仕候」と、一日交替で先陣を務めることとなっている。これの後には「同次の備」として四グループが編成されているが、この中には舟手勢として出陣した武将の名もみられる。この朱印状は、緒戦の勝利によって朝鮮の首都(漢城府)ソウルを五月初旬に占領したのち、余勢を駆って明国へ進攻しようとして、陣容をたて直した際のものである。また、翌文祿二年(一五九三)三月十日には、明国との和議交渉の条件を有利に導くため、晋州城を奪取して戦略上の優位性を確立しようと、総攻撃を指示する「覚」を発している。これは、「もくそ城とりまき候衆」として、実際に晋州城を攻撃するために、前田利家・蒲生氏郷らを新たに渡海させ、これに四国勢などを加えた一隊を編成し、宇喜多秀家の組と毛利輝元とは一日交代の鬪取りで、城の取巻きと後方の備えを行うこととなっていた。ただ、ここに記された武将のうちには、実際には朝鮮に渡海していない者も含まれているので、この作戦指令書は、このままの形では実施されなかったことが知られる。この晋州城攻撃のほか、小西行長ら渡海勢の主力は「古都二可有之衆事」として晋州城攻撃には加わらず、後方との連絡のため城普請が命ぜられている。このほか「釜山浦二在之普請衆」として浅野長政ら九人が、「古都より釜山浦迄の間、伝城々在番衆」として宮部長房ら十三人が、兵糧米の受取りや輸送、城普請などにあたることになっていた。また「舟手衆」も再編成されている。同じような指令は三月二十日、

五月二十日⁽⁵²⁾などにも出されている。五月一日には、「高麗御仕置之事」⁽⁵³⁾として、朝鮮国内の城ごとに、それを守備すべき武將の名が記されている。戦局の推移につれて、このような指示は他にも多く出されている。

慶長二年（一五九七）二月二十一日には、第二次出兵（慶長の役）に際して陣立書が秀吉朱印状の形で多くの武將に与えられている。

内容的にみれば興味深いものが多々あり、ここで出兵を指示された武將の領国や知行石高は、第一次出兵と違いもあり、それと軍役人数を対比するなどの作業を行えば、多くの論点が提出できるように思われるが、別稿に譲ることにしたい。形式的にみれば第一次出兵のものと大差はないので、朝鮮出兵の折に作成された陣立書は、第一次出兵のもので代表させることとする。

以上、天正十五年の九州陣、天正十八年の小田原陣、天正二十年（文祿元年）の朝鮮出兵の陣立書を検討して来た。長久手戦の陣立書と比較すれば、これらの陣立書は、いずれも遠征・外征のため、出陣すべき武將を、日限を定めて順次送り出すことになっている。ほか、目立った違いはみられない。九州・小田原には秀吉みずから出陣しており、朝鮮へも秀吉は実際に渡海するつもりでいたため、それに則した体制がとられている。すなわち、秀吉の周囲は馬廻衆・小姓衆など側近で固め、先陣・脇備・後陣などの陣容で、実際に発向するような体制がとられていることである。これが、陣立書の基本的な形態であると考えてよいであろう。

陣立書の成立をめぐる(三鬼)

なお、朝鮮に出兵した武將などは、それぞれに大規模な軍事編成を領国内で行っており、陣立書の形で示されているものも多い。一の先・二の先、旗本備などの形をとった黒田長政⁽⁵⁴⁾、留守居を除いた出征衆の全容を「勢揃之覚」として記した宗義智⁽⁵⁵⁾などが挙げられる。文書として残っていないが、殆どの武將はこのようなものを作成したものである。

四、陣立書の史料性格

陣立書に類似したものとして、軍役帳などの役帳や分限帳・規式帳等がある。これらとの比較において、陣立書の史料性格を考察しておきたい。

永祿二年（一五五九）の奥書をもつ「小田原衆所領役帳」⁽⁵⁶⁾は、関東を制覇した後北条氏が、一門・家臣団を衆として把握し、諸役を賦課する基準となる役高を定めたものである。軍役動員は勿論、普請役などを賦課する際の基準になる基礎台帳で、個々の家臣に対しては、用意すべき武具と、それに要する人数が指示されていた。

天正三年（一五七五）二月、上杉氏の「軍役帳」⁽⁵⁷⁾は、一門や国衆・譜代の家臣に対し、鎧・手明、鉄砲、大小旗・馬上の五種目について、負担すべき数量を規定したものである。これによって領国内で統一的な役賦課が可能となった。

これらの役帳は、「分限帳」などとも同様に、作成された時点における家臣団編成の実態を示し、その後における種々の役儀賦課の基

準として重用されたものであるが、陣立書の場合とは成立事情を異にしている。陣立書とは、特定の戦闘を想定して、そのために自己の勢力を最も効果的に配置し、敵に対して発向する際の順序も同時に示すものだからである。局地戦の場合は、前後左右それぞれに、どのような順序で並び、どのような構えで臨むかが示され、遠征・外征の場合は、兵員の移動が整然となされるよう、出発日限が定められている。

陣立書は、特定の戦闘に際して作られるものであるから、それが終れば効力を失うもので、次の合戦にも同じ形態で臨むことは、原則としてありえない。彼我の戦力や地形その他の条件を勘案し、改めて作成するのが通例であるから、長久手戦の際のように、幾通りもの陣立書が現存するのである。

遠征・外征の場合は、敵地へ発向するための陣立書となるが、実際に戦闘が行われる際には、それに応じた陣立書が作成される。たとえば、天正十八年の小田原戦では、葦山城・山中城包囲のための陣立書⁵⁸⁾が作成されており、秀吉は現地で陣頭指揮をとっている。朝鮮出兵の場合は、秀吉は国内から指示を与えるのであるから、文書の伝達日数や手続き等からみて、個々の戦闘の局面に応じて陣立書を作成することは不可能である。文禄二年の晋州城攻撃のように、明との和議交渉を有利にすすめる条件作りのために発せられたものがあるが、予定した筈の武将が渡海できないなど、実際には利用されたとはいえない。秀吉が戦局の推移を的確に把握すること自体

が、非常に困難な状態であったであろう。

このような陣立書は、秀吉の判物として出され、やがて朱印状となるのであるが、あらかじめ出発日限などを定めたものは、個々の武將に宛てられている。文書としての伝来系統がはっきりしているものが多い。長久手戦の陣立書には、宛所はみられない。形態等からみて、特定の武將に宛てたものというよりは、たとえば次の合戦のために軍議を行った結果をもとに、秀吉が作戦指令書のような形にまとめたようにも思われる。ただ、その際に幾通の陣立書が作られたかなど、詳しいことは不明である。陣立書の作成過程を追求することを通じて、古文書学的検討をすすめる必要がある。

ここで主たる対象としたのは秀吉の陣立書であるが、家康の陣立書としては、天正十八年の小田原戦の際のものが知られている⁵⁹⁾。これは、秀吉から指示された一万五千の人数を、どのような家臣で果すかを記したもので、一ノ先備七手から順に、出陣すべき体制が整えられている。遊軍・武者奉行などの名もみられるが、個々の組の人数は示されていない。このほか、慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦、慶長十九・二十年の大坂陣の際にも、双方が死力をつくして戦った結果として残された文書はあるが、陣立書の性格を考察するうえで、とりたてて問題とすべきものがないので省略する。

元和偃武以降は、幕末に至るまで、大規模な合戦は、寛永十四年(一六三七)・十五年の島原・天草一揆の鎮圧行動を別にすれば、皆無といつてよいであろう。その代りに、將軍の上洛・日光社参や改

易大名の居城受取りなど、実際には戦闘行為とは言えないものに軍役動員が行われるようになる。これに動員される大名も、それぞれ陣立書を作成するが、戦闘がおこらないことを前提とした、いわば「行粧の綺羅を飾る」⁽⁹⁾ものとなつてゐる。具体的な戦闘を予定して作成すべき筈の陣立書が、江戸時代においては本来的な性格を失つた形で存続して行くのである。

陣立書には種々の形態がみられるが、武将が出陣する順序を示すだけのものも含めるべきであろう。九州陣⁽¹⁰⁾や朝鮮出兵の際⁽¹¹⁾のものが残されているが、多様な形態の中に含まれる本質的要素を抽出することが今後の課題となるであろう。

おわりに

天正十二年の小牧・長久手の戦いは、天下一統という覇権をかけた総力戦であると同時に、戦いそのものは限られた地域内で行われた。そのため、相手の戦力の質・量を十分に察知し、地理的条件を生かしながら、自己の勢力を最も効果的に配置するなかで、陣立書という文書様式が成立したのと思われる。翌十三年三月の紀州雑賀攻めの際にも、同じようなものがみられる。それ以後の九州・小田原陣や朝鮮出兵の際には、発向の日限を定めたものもみられる。いずれも具体的な戦闘を想定して作成されたもので、その戦闘の局面に關してのみ効力を有するものと思われる。

江戸時代に入れば陣立書の性格に変化がみられるが、そのことを

陣立書の成立をめぐって(三鬼)

も含めて、陣立書は我国の近世社会が生み出した文書様式で、近世社会の性格を最もよく反映したのと言いうるであろう。

注

- (1) 我国古来の軍事編成＝陣法のあり方とその変遷については、『古事類苑』兵事部(とくに「隊伍」の項)に詳細に記されており、辞典類や概説書には、これを祖述した説明がみられる。
- (2) 中世の着到状・軍忠状が近世の陣立書に変化したのでないことは勿論である。軍忠状に相当するものは、天正十二年(一五八四)の長久手戦の際にも作られている。(大給松平家手中負討死注文)『新編岡崎市史』史料八古代中世V一〇九五頁)
- (3) 山内家史料「一豊公記」第二巻に、秀吉の花押影を据えた天正四年「長條役秀吉軍備之図」が載っているが、これは、後述のように、天正十二年の長久手戦のものである。
- (4) たとえば『尾張國志存』豊田秀吉史料写真集』45の、林小参氏所蔵の羽柴秀吉陣立書。
- (5) 富田仙助氏所蔵文書四(東大史料編纂所・影写本)
- (6) 『大日本史料』十一編ノ三、七八九頁。写本の「岐阜県古文書類纂」(5)から採っているので、文言に若干の異同がある。
- (7) 『多聞院日記』天正十一年閏正月十二日条。
- (8) 『兼見卿記』天正十一年三月四日条。
- (9) 北伊勢の峯・龜山附近から北国路へ入るには、鈴鹿峠か安楽越えで東海道の近江土山に出ればよいのだから、美濃口⁽¹⁰⁾に兵力を結集する必要はない。
- (10) 上野五左衛門氏所蔵文書(『大日本史料』十一編ノ三、七三三頁)
- (11) 長尾新五郎氏所蔵文書(『大日本史料』十一編ノ三、八六〇頁)
- (12) 黒田文書(『大日本史料』十一編ノ五、八三三頁)

- (13) 『家忠日記』天正十二年三月十四日条。
- (14) 注16参照。
- (15) 二つの事実だけ指摘しておく。
先陣を承っている筒井四郎定次は、天正十一年には父順慶に属して出陣していたため、その名が現れない。四郎定次が病気の父に代って出陣するのは、天正十二年八月以後である。(『多聞院日記』当該条)
- 後備に入っている滝川儀大夫益重は、天正十一年には伯父の益に従って峯城を守り、秀吉勢と戦っていた(『勢州軍記』下、その他)。敵対関係にある人物が陣立書に名を記される筈はない。
- (16) 『大日本史料』十一編ノ六、三七七頁に「伯爵前田利同氏所蔵」として掲載されている。これの原形は東大史料編纂所台紙付写真にある。この前田家は、加賀藩の支藩にあたる富山藩主の末裔である。
- (17) 慶応義塾所蔵『古文書選』(四)(慶応通信)二七頁に写真掲載。
- (18) 『浅野家文書』一一。
- (19) 『浅野家文書』一一。
- (20) 無爲信寺文書(東大史料編纂所・影写本)、永青文庫所蔵文書。
- (21) 浅野文書(一)(東大史料編纂所・影写本)、ただしこれは活字化されていぬ。
- (22) 有馬文書(東大史料編纂所・影写本)、大阪城天守閣所蔵文書(六)(同右・写真帖)、下郷共済会所蔵文書(三)(同右・写真帖)。なお、これを影写したものが「古文書纂」十九にある。
- (23) 有馬文書(東大史料編纂所・影写本)。なお、西の備・後備は欠いている。
- (24) 注4参照。ほかに古文書纂(三)(同右・影写本)にもある。
- (25) 徳川美術館所蔵文書のほか、東大史料編纂所・影写本のなかにも、小島甫氏所蔵文書、岡本文書(五)、竹内文平氏所蔵文書(四)がある。山内家史料「一豊公記」一〇六頁にも引用されている。
- (26) 秋田文書(三)(東大史料編纂所・影写本)、『大日本史料』十一編ノ八、二四五頁以下。
- (27) 『多聞院日記』天正十二年八月廿八日条。
- (28) 別本前田家所蔵文書(東大史料編纂所・謄写本)
- (29) この天正十三年三月の陣立書の原本は、松井康義氏旧蔵「豊臣秀吉押前」として、東大史料編纂所・台紙付写真にある。
- (30) 川路孝蔵氏所蔵文書(東大史料編纂所・台紙付写真)、これと同一の陣立書は、村瀬俊二氏所蔵文書(『岐阜県史』史料編、古代中世(二)、五八頁)、中村不能斎採集文書(東大史料編纂所・写本)がある。注3に記した長篠役のものとされる陣立は、実はこれと同一なのである。
- (31) 武州文書(四)(東大史料編纂所・影写本)、駿河志料(八)古文書七十三(同上・謄写本)、その他。
- (32) たとえば「豊臣記」上(『統群書類従』第五百八十四)に、秀吉卿出勢ノ行列」として、史料3がそのまま掲載されている。
- (33) 小牧御陣長湫御合戦記(内閣文庫)
- (34) 伊予小松一柳文書(東大史料編纂所・影写本)
- (35) 「当代記」巻二(『史籍雑纂』第一、五三頁)。
- (36) 久野保心氏所蔵文書(『尾張國遺存』豊臣秀吉史料写真集)46。なお、注35は数字の記載に不明確な個所があるため、本文中の数字はこの史料に拠っている。
- (37) 福島文書(東大史料編纂所・影写本)
- (38) 佐竹文書(同右)、その他。
- (39) 『伊達家文書』(一)、四八七号。
- (40) (41) 宮部文書・乾(東大史料編纂所・影写本)
- (42) 亀井文書・乾(同右)
- (43) 『伊達家文書』(一)、四八八・四八九号。
- (44) 「天正記」第七卷(内閣文庫)、古活字版による。
- (45) 拙稿「朝鮮役における軍役体系について」(『史学雑誌』七十五卷

- 二号、一九六六年二月)
- (46) 蓼手利一氏所蔵文書(東大史料編纂所・影写本)
- (47) 『毛利家文書』(三)、八八五号、その他。
- (48) 『西征日記』(東大史料編纂所・写真帖)、その他。
- (49) 『毛利家文書』(三)、九〇四号、その他。
- (50) 『浅野家文書』二六三号、その他。
- (51) 『朝鮮陣朱印類』(東大史料編纂所・写本)、その他。
- (52) 『島津家文書』(二)、九五五号、その他。
- (53) 崎山文書(東大史料編纂所・影写本)、その他。
- (54) 『黒田家譜』卷之六(同右・写本)
- (55) 『朝鮮御陣御供之人数』(九州大学九州文化史研究施設所蔵)
- (56) 杉山博啓『小田原衆所領役帳』(近藤出版社、一九六九年)、その他。
- (57) 『上杉家文書』(二)、六三九・六四〇号。
- (58) 『毛利家文書』(四)、一五五九〜六二号。
- (59) 『武徳編年集成』卷三十五(刊本・上、四一八頁)
- (60) 高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇年七月)、六頁。
- (61) 銀山寺文書(大阪城天守閣復興六十周年記念特別展『豊臣秀吉展』一九九一年十月)一七頁、その他。
- (62) 『浅野家文書』八一号。